

UC カード会員規約/新旧対照 (抜粋)

改定前	改定後
<p>一般条項</p> <p>第 1 条 (会員—本人会員・家族会員) 1. ユーシーカード株式会社 (以下「当社」と称します。) に対し、UCカード会員規約 (以下「本規約」と称します。) を承認のうえ、当社が発行するクレジットカード (以下「カード」と称します。) の利用をお申し込みいただき、当社が入会を認めた方を本人会員とします。</p> <p>2. 家族会員とは、本人会員の家族のうち、本人会員が、家族会員のカード利用について本規約の適用があることを承認のうえ本人会員の代理として指定して申し込みをし、当社が 適当と認めた方とします。</p> <p>3. 本人会員は、家族会員のカード及び各種サービスの利用によって生じる一切の債務を負担します。</p> <p>(略)</p>	<p>第 1 条 (会員—本人会員・家族会員)</p> <p>1. ユーシーカード株式会社 (以下「当社」と称します。) に対し、UCカード会員規約 (以下「本規約」と称します。) を承認のうえ、当社が発行するクレジットカード (以下「カード」と称します。) の利用をお申し込みいただき、<u>当社がカード利用を承諾した方を本人会員とします。契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。</u></p> <p>2. 家族会員とは、本人会員の家族のうち、本人会員が、家族会員のカード利用について本規約の適用があることを承認のうえ本人会員の代理として指定して申し込みをし、当社が適当と認めた方とします。</p> <p>3. 本人会員は、家族会員のカード及び各種サービスの利用によって生じる一切の債務を負担します。</p> <p>(略)</p>
<p>第 2 条 (カードの発行と管理)</p> <p>1. 本人会員、家族会員 (以下両者を「会員」と称します。) には当社が発行するカードを貸与します。</p> <p>2. カードの券面には、会員の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード (カード裏面に印字される 3 桁の数字をいう) 等 (以下総称して「カード情報」と称します。) が表示されています。カードの所有権は当社に属し、当社が会員に貸与するものです。また、カード番号は当社が指定の上会員が利用できるようにしたものです。会員はカード及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって管理し、利用するものとします。なお、当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化のうえカードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。</p> <p>3. 当社よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に当該会員ご自身のご署名をしていただきます。</p> <p>4. カード及びカード情報は、カード表面にお名前が印字され所定の署名欄に自署した会員本人のみが使用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡又は担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。また、カード情報を他人に使用させたり提供したりすることも一切できません。カード情報の預託は、会員が行うものであり、その責任は本人会員の負担とします。</p> <p>5. 会員が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又は利用された場合、その利用代金等の支払いは本人会員の責任とします。但し、会員が故意又は過失がなかったことを証明し、当社が認めた場合は、この限りではありません。</p> <p>6. カードの有効期限は当社が指定する日までとし、カードの表面に印字します。</p> <p>7. カードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き会員として適当と認めた方に新しいカードと本規約を送付します。なお、</p>	<p>第 2 条 (カードの発行と管理)</p> <p>1. 本人会員、家族会員 (以下両者を「会員」と称します。) には当社が発行するカードを貸与します。</p> <p>2. カードの券面には、会員の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード (カード裏面に印字される 3 桁の数字をいう) 等 (以下総称して「カード情報」と称します。) が表示されています。<u>カードは、当社が所有権を有します。また、カード番号は、当社が指定のうえ会員が利用できるようにしたものです。会員は、カード及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって管理し、利用するものとします。また会員は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解折等を行わないものとします。</u>なお、当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化の上カードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。</p> <p>3. 会員は、当社よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄にご自身でご署名を行います。</p> <p>4. カード及びカード情報は、カード表面に氏名が印字され所定の署名欄に自署した会員本人のみが使用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡又は担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。また、カード情報を他人に使用させたり提供したりすることも一切できません。<u>第 20 条第 5 項に定める場合等におけるカード情報の預託は、会員が行うものであり、その責任は本人会員の負担とします。</u></p> <p>5. 会員が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又はカードもしくはカード情報が第三者に利用された場合、その利用代金等の支払いは本人会員の責任とします。但し、<u>カード又はカード情報の管理状況等を踏まえて会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。</u></p> <p>6. カードの有効期限は当社が指定する日までとし、カードの表面に印字します。</p> <p>7. カードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き会員として適当と認めた方に新しいカードと本規約を送付します。なお、</p>

<p>有効期限内におけるカード利用等によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本規約の効力が維持されるものとします。</p> <p>第 5 条 (カード利用可能枠)</p> <p>1. 当社は第 20 条第 1 項に定めるショッピングサービス及び第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービスごとに、カード利用可能枠を設定いたします。会員は未決済利用代金を合算した金額がそれぞれの利用可能枠を超えない範囲でカードを利用することができます。なおショッピングサービスの利用代金にはカードによる商品の購入代金、サービスの受領、通信販売、電話予約販売代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び諸手数料を含みます。</p> <p>2. カード 1 回当たりの利用額は、日本国内の加盟店 (以下「国内加盟店」と称します。) では当社が定める金額、日本国外の加盟店 (以下「海外加盟店」と称し、「国内加盟店」との総称を「加盟店」とします。) ではマスターカード・アジア・パシフィック・P T E ・リミテッドもしくはビザ・ワールドワイド・P T E ・リミテッド (以下両者を「国際提携組織」と総称します。) が定める金額までとします。但し、カード利用の際、加盟店を通じて当社の承認を得た場合は、この金額を超えて利用することができます。</p> <p>3. 第 1 項にかかわらず、第 23 条に定める 1 回払いを除く支払区分については、当社が審査し決定した額を限度とする利用可能枠を定める場合があります。その場合会員は、支払区分ごとの未決済残高が各々の利用可能枠を超えない範囲で利用することができます。但し、未決済残高の合計が第 1 項に定める利用可能枠を超えるご利用はできません。</p> <p>4. 第 1 項にかかわらず、第 29 条に定めるキャッシング (1 回払い) については、第 1 項に定めるキャッシングサービスの利用可能枠の範囲内で当社が決定した額を限度とする利用可能枠を定め、会員は、キャッシング (1 回払い) の未決済残高を合算した金額が上記利用可能枠を超えない範囲で利用することができます。</p> <p>5. カード利用可能枠は、法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には、増額、減額又は利用停止ができるものとします。</p> <p>第 7 条 (代金決済)</p> <p>1. 第 20 条第 1 項に定めるショッピングサービス及び第 28 条第 1 項に定めるキャッシング サービス (それらの手数料・利息を含みます。) の利用代金は、原則として毎月 10 日 (以下「締切日」と称します。) に締め切り、当月 15 日 (以下「算定日」という) に算定したものを、翌月 5 日 (金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。) に本人会員が予め指定し、当社が認めた金融機関口座 (以下「お支払預金口座」と称します。) から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合があります。</p>	<p>有効期限内におけるカード利用等によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本規約の効力が維持されるものとします。</p> <p>第 5 条 (カード利用可能枠)</p> <p>1. 当社は第 20 条第 1 項に定めるショッピングサービス及び第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービスごとに、カード利用可能枠を設定いたします。会員は未決済利用代金を合算した金額がそれぞれの利用可能枠を超えない範囲でカードを利用することができます。なおショッピングサービスの利用代金にはカードによる商品の購入代金、サービスの受領、通信販売、電話予約販売代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び諸手数料を含みます。</p> <p>2. カード 1 回当たりの利用額は、日本国内の加盟店 (以下「国内加盟店」と称します。) では当社が定める金額、日本国外の加盟店 (以下「海外加盟店」と称し、「国内加盟店」との総称を「加盟店」とします。) ではマスターカード・アジア・パシフィック・P T E ・リミテッドもしくはビザ・ワールドワイド・P T E ・リミテッド (以下両者を「国際提携組織」と総称します。) が定める金額までとします。但し、カード利用の際、加盟店を通じて当社の承認を得た場合は、この金額を超えて利用することができます。</p> <p>3. 第 1 項にかかわらず、<u>第 20 条第 1 項に定めるショッピングサービスのうち、第 23 条に定める 1 回払いを除く支払区分については、</u>当社が審査し決定した額を限度とする利用可能枠を定める場合があります。その場合、会員は、<u>支払区分ごとの未決済の利用代金の金額</u>が各々の利用可能枠を超えない範囲で利用することができます。但し、<u>未決済の利用代金の合計</u>が第 1 項に定める利用可能枠を超えるご利用はできません。<u>なお、会員は、第 1 項又は本項に定める利用可能枠を超えたご利用について、第 23 条に定める 1 回払いを指定したものと様に取り扱われることを承認します。</u></p> <p>4. 第 1 項にかかわらず、第 29 条に定めるキャッシング (1 回払い) については、第 1 項に定めるキャッシングサービスの利用可能枠の範囲内で当社が決定した額を限度とする利用可能枠を定め、会員は、キャッシング (1 回払い) の未決済の<u>利用代金の合計</u>が上記利用可能枠を超えない範囲で利用することができます。</p> <p>5. カード利用可能枠は、法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には、増額、減額又は利用停止ができるものとします。</p> <p>第 7 条 (代金決済)</p> <p>1. 第 20 条第 1 項に定めるショッピングサービス及び第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービス (それらの手数料・利息を含みます。) の利用代金は、原則として毎月 10 日 (以下「締切日」と称します。) に締め切り、当月 15 日 (以下「算定日」という) に算定したものを、翌月 5 日 (金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。) に本人会員が予め指定し、当社が認めた金融機関口座 (以下「お支払預金口座」と称します。) から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合があります。</p>
---	---

<p>2. 会員の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として所定の手数料率を加算したレートを適用するものとします。</p> <p>3. 当社は前二項に基づく毎月のお支払金額を、お支払月の前月末頃、本人会員が予め届出た送り先にご利用明細書として通知します。本人会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち 20 日以内にしてください。この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容についてご承認いただいたものとみなします。</p>	<p>2. 会員の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として所定の手数料率を加算したレートを適用するものとします。</p> <p>3. 当社は前二項に基づく毎月のお支払金額を、お支払月の前月末頃、本人会員が予め届出た送り先にご利用明細書として郵送又は電磁的方法により通知します。本人会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。本人会員はご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ又はご確認は、通知を受けたのち 20 日以内にしてください。この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容について承認いただいたものとみなします。</p>
<p>第 8 条（支払金等の充当順位）</p> <p>1. お支払いいただいた金額が支払債務全額を完済するに足りない場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても異議のないものとします。なお、そのお支払いが、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの期限未到来債務に充当しても異議のないものとします。</p> <p>2. 第 1 項にかかわらず、第 26 条に定める「リボルビング払いの支払停止の抗弁」にかかわる充当順位については、割賦販売法第 30 条の 5 の規定によるものとします。</p>	<p>第 8 条（支払金等の充当順位）</p> <p>1. お支払いいただいた金額が支払債務全額を完済するに足りない場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても本人会員は異議のないものとします。なお、そのお支払いが、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの期限未到来債務に充当しても本人会員は異議のないものとします。</p> <p>2. 第 1 項にかかわらず、第 26 条に定める「リボルビング払いの支払停止の抗弁」にかかわる充当順位については、割賦販売法第 30 条の 5 の規定によるものとします。</p>
<p>第 10 条（退会及びカードの利用停止と返却）</p> <p>1. 本人会員は当社あて所定の退会手続きをすることにより、いつでも退会することができます。その場合カードは当社の指示する方法に従い、返却もしくは裁断のうえ破棄するものとします。</p> <p>2. 会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知、催告を要せずして、カード及び第 16 条第 1 項(ト)に定める付帯サービスの使用停止又は会員の資格を取り消すことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することができます。その場合カードは当社の指示する方法に従い返却するものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>第 10 条（退会及びカードの利用停止と返却）</p> <p>1. 本人会員は、当社あて所定の退会手続きをすることにより、いつでも退会することができます。その場合、会員は、当社の指示する方法に従い、カードを返却又は裁断のうえ破棄するものとします。</p> <p>2. 会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知又は催告を要せずして、カード及び第 16 条第 1 項(ロ)に定める付帯サービスの全部もしくは一部の使用停止又は会員の資格を取消しすることができます。これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することができます。その場合カードは当社の指示する方法に従い返却するものとします。</p> <p>(略)</p>
<p>第 11 条（期限の利益喪失）</p> <p>1. 本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。</p> <p>(イ) 第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービス又は、ショッピングサービスの 1 回払いの利用代金の支払いを 1 回でも遅滞したとき。但し、利息制限法第 1 条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。</p> <p>(ロ) ショッピングサービス（1 回払いを除く）の利用代金の支払いを遅滞し、当社から 20 日以上相当な期間を定めてその支払</p>	<p>第 11 条（期限の利益喪失）</p> <p>1. 本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。</p> <p>(イ) 第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービス又は、ショッピングサービスの 1 回払いの利用代金の支払いを 1 回でも遅滞したとき。但し、利息制限法第 1 条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。</p> <p>(ロ) ショッピングサービス（1 回払いを除く）の利用代金の支払いを遅滞し、当社から 20 日以上相当な期間を定めてその支払</p>

<p>いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。</p> <p>(ハ)自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払いを停止したとき。</p> <p>(ニ)差押・仮差押・保全差押・仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。</p> <p>(ホ)破産・民事再生の申し立てを受けたとき、又は自らこれらの申し立てをしたとき。</p> <p>(略)</p>	<p>払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。</p> <p>(ハ)自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払いを停止したとき。</p> <p>(ニ)差押・仮差押・保全差押・仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。</p> <p>(ホ)破産・民事再生の申し立てを受けたとき、又は自らこれらの申し立てをしたとき。</p> <p><u>(ハ)カードの破壊、分解等を行い、又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。</u></p> <p>(略)</p>
<p>第 12 条 (遅延損害金) 1. 約定支払日に支払債務の履行がない場合は、お支払いになるべき金額 (ショッピングサービスのリボルビング払いについてはその手数料を除きます。) に対して当該約定支払日の翌日から完済に至るまで、第 20 条第 1 項に定めるショッピングサービスは年 14.6%、第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービスは年 20.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。但し、ショッピングサービスの 2 回払い・ボーナス一括払い・分割払いは支払債務の残金 全額に対し年 6.0%で計算された額を超えないものとします。</p> <p>2. 本規約に基づく債務において期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から完済に至るまで、支払債務の残金全額に対して第 23 条第 1 項に定めるショッピングサービスの 1 回払い・リボルビング払いは年 14.6%、2 回払い・ボーナス一括払い・分割払いは年 6.0%、第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービスは年 20.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。</p> <p>3. 前二項いずれも計算方法は、年 365 日 (うるう年は年 366 日) の日割計算とします。</p>	<p>第 12 条 (遅延損害金)</p> <p>1. 約定支払日に支払債務の履行がない場合は、お支払いになるべき金額 (ショッピングサービスのリボルビング払いについてはその手数料を除きます。) に対して当該約定支払日の翌日から完済に至るまで、遅延損害金を申し受けます。</p> <p>2. 本規約に基づく債務において期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から完済に至るまで、支払債務の残金全額に対して遅延損害金を申し受けます。</p> <p>3. <u>遅延損害金は第 23 条第 1 項に定める、ショッピングサービスの 1 回払い・リボルビング払いは年 14.6%、2 回払い・ボーナス一括払い・分割払いは法定利率、第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービスは年 20.0%の割合で計算した金額とします。</u></p> <p>4. <u>前項の計算方法は、年 365 日 (うるう年は年 366 日) の日割計算とします。</u></p>
<p>第 16 条 (その他承諾事項)</p> <p>本人会員は、以下の事項を予め承認するものとします。</p> <p>(イ)当社が与信及び与信後の管理のため必要と認めた場合に、勤務先、収入等の確認を求めるとともに住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票その他の所得証明書類等を取得又はご提出いただくこと。</p> <p>(ロ)当社が本人会員に対し、与信及び与信後の管理、利用代金の回収のため確認が必要な場合に、本人会員の自宅、携帯、勤務先及びその他の連絡先に電話確認を取ることがあること。</p> <p>(ハ)当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、又はカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。</p> <p>(ニ)当社が本人会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。</p> <p>(ホ)当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があるると判断した場合には、会員に事前に通知するこ</p>	<p>第 16 条 (その他承諾事項)</p> <p>1. 本人会員は、以下の事項を予め承諾するものとします。</p> <p><u>(イ)当社が本人会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。</u></p> <p><u>(ロ)当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス (以下「付帯サービス」と称します。) を利用する場合、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。</u></p> <p>2. 本人会員は、以下の義務を負うことを承諾します。</p> <p>(イ)当社が与信及び与信後の管理のため必要と認めた場合に、勤務先、収入等の確認を求めるとともに住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票その他の所得証明書類等を取得又はご提出いただくこと。</p> <p><u>(ロ)第 7 条第 3 項に定めるご利用明細書は、電磁的方法又は郵送による方法で本人会員に通知すること。なお、当社は本人会員が電磁的方法による通知を希望しない場合は郵送で送付するものとしますが、この場合当社所定の発行費用をご負担いただく場合があります。但し、ご利用明細書が貸金業法及び割賦販</u></p>

<p>となく、第 20 条第 1 項に定めるショッピングサービス及び第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。</p> <p>(ハ) (ホ)の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続きをとることがあること。</p> <p><u>(ト)当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス（以下「付帯サービス」と称します。）を利用する場合、付帯サービスの利用に関する規定等があるときは、それに従うこと。また、当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できること。</u></p> <p>(チ)当社が本人会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。</p>	<p>売法に基づき交付する書面である場合を除きます。</p> <p>(ハ)当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、又はカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。</p> <p>3. <u>当社は、以下各号の行為を行うことができます。</u></p> <p>(イ)当社が本人会員に対し、<u>与信及び与信後の管理、利用代金の回収のため確認が必要な場合に、本人会員の自宅住所、電話（携帯電話等を含む）、メールアドレス、勤務先その他の連絡先に連絡を取ることがあること。</u></p> <p>(ロ)当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があるとして判断した場合には、会員に事前に通知することなく、第 20 条第 1 項に定めるショッピングサービス及び第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。</p> <p>(ハ) (ロ)の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続きをとること。</p> <p>(ニ)当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃すること。</p> <p>4. <u>当社が本人会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。</u></p>
<p>第 19 条（規約の改定並びに承認）</p> <p>当社は本規約の一部又は全てを変更する場合は、当社ホームページ（https://www.uccard.co.jp）での告知その他当社所定の方法により本人会員にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に本規約に基づく取引があった場合又はお知らせ後 1 ヶ月の経過をもって、内容をご承認いただいたものとみなします。</p>	<p>第 19 条（規約の改定並びに承認）</p> <p>1. <u>当社は、次の各号に該当する場合には、本規約の変更の効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社ホームページ（https://www.uccard.co.jp）において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で本人会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、(ロ)に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめホームページへの掲載等を行うものとします。</u></p> <p><u>(イ)変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。</u></p> <p><u>(ロ)変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。</u></p> <p>2. <u>当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページ（https://www.uccard.co.jp）において告知する方法又は本人会員に通知する方法その他当社所定の方法により本人会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、本人会員は、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うこと、又は、お知らせ後 1 ヶ月の経過をもって、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。</u></p>
<p>《ショッピングサービス条項》</p>	

<p>第 20 条 (カード利用方法)</p> <p>1. 会員は次の(イ)(ロ)(ハ)に掲げる加盟店にカードを提示し所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、物品の購入並びにサービスの提供(以下「ショッピングサービス」と称します。)を受けることができます。</p> <p>(イ)当社と契約した加盟店。 (ロ)当社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。 (ハ)国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。</p> <p>2. 会員は、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、売上票等への署名を省略すること、もしくは売上票等への署名に代えて暗証番号を入力する方法によること、又はカードの提示及び売上票等への署名に代えて暗証番号、カード情報のいずれか又は両方を入力する方法等によりショッピングサービスを受けることができるものとします。</p> <p>3. ショッピングサービスを取り消す場合は、当社所定の手続きによるものとし、現金等での払い戻しはいたしません。なお、ショッピングサービスが取消された場合等における取消処理についても、第 7 条第 2 項の規定が準用されます。第 7 条第 2 項の時点で適用されるレートと本項の取消し等の場合に適用されるレートは異なる可能性があります。</p> <p>4. 会員は、換金又は違法な取引を目的とするショッピングサービスの利用はできません。また、流通する紙幣・貨幣(記念通貨を除く。)の購入を目的とするショッピングサービスの利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、ショッピングサービスの利用を制限させていただく場合があります。</p> <p>(略)</p>	<p>第 20 条 (カード利用方法)</p> <p>1. 会員は、次の(イ)(ロ)(ハ)に掲げる加盟店にカードを提示するとともに、<u>所定の端末に暗証番号を入力すること又は所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、物品の購入及びサービスの提供を受けることができます</u>(以下「ショッピングサービス」と称します。)</p> <p>(イ) 当社と契約した加盟店。 (ロ) 当社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。 (ハ) 国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。</p> <p>2. 会員は、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、<u>暗証番号の入力</u>もしくは売上票等への署名を省略すること、又はカードの提示に代えてカード情報を通知する方法等によりショッピングサービスを受けることができるものとします。</p> <p>3. ショッピングサービスを取り消す場合は、当社所定の手続きによるものとし、現金等での払戻しはいたしません。なお、ショッピングサービスが取り消された場合等における取消処理についても、第 7 条第 2 項の規定が準用されます。第 7 条第 2 項の時点で適用されるレートと本項の取消し等の場合に適用されるレートは異なる可能性があります。</p> <p>4. 会員は、換金又は違法な取引を目的とするショッピングサービスの利用はできません。また、現在、<u>通用力を有する紙幣・貨幣(記念通貨を除く。)</u>の購入を目的とするショッピングサービスの利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、ショッピングサービスの利用を制限させていただく場合があります。</p> <p>(略)</p>
<p>第 22 条 (債権譲渡)</p> <p>1. 会員は、加盟店がショッピングサービスにより生じた会員に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、会員に対する個別の通知又は承諾の請求を省略するものとします。</p> <p>(イ)加盟店が当社に譲渡すること。 (ロ)加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに当社に譲渡すること。 (ハ)加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じ当社に譲渡すること。</p> <p>2. 前項により当社が譲り受ける債権額は、加盟店において会員が利用したショッピングサービスにかかわる売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は送料等を加算した金額を合計金額とします。</p>	<p>第 22 条 (立替払い又は債権譲渡)</p> <p>1. 当社は、<u>会員の委託に基づき、加盟店がショッピングサービスにより生じた会員に対する債権を会員に代わって立替払いするものとし、会員は、あらかじめ異議なくこれを承認します。本人会員は、当社に対して、当社が立替払いにより本人会員に対して取得する求償金債権を支払うものとします。</u></p> <p>2. 前項により当社が取得する求償債権の債権額は、<u>加盟店において会員がご利用になったショッピングサービスに係る売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は送料等を加算した金額の合計金額とします。</u></p> <p>3. 会員は、<u>当社の指定する加盟店においては、当社が立替払いを行うのではなく、加盟店がショッピングサービスにより生じた会員に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、会員に対する個別の通知又は承諾の請求を省略するものとします。本項により当社が譲り受ける債権額については、前項の規定を準用するものとします。</u></p> <p>(イ) 加盟店が当社に譲渡すること。</p>

	<p>(ロ) 加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに当社に譲渡すること。</p> <p>(ハ) 加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じ当社に譲渡すること。</p> <p>4. <u>会員は、第 26 条第 1 項に該当する場合を除いて、カード利用により当社が譲り受けた債権に関して、加盟店に有する一切の抗弁権を主張しないことを、当該ご利用の都度、当該ご利用をもって承認するものとします。</u></p>
<p>第 24 条（商品の所有権）</p> <p>商品の所有権は、ショッピングサービスの利用により生じた加盟店の会員に対する債権を当社が加盟店から譲り受けるに伴って、加盟店から当社に移転し、当該商品にかかわる債務が完済されるまで当社に留保されることを会員は認めるものとします。</p>	<p>第 24 条（商品の所有権）</p> <p>商品の所有権は、ショッピングサービスの利用により生じた加盟店の会員に対する債権を当社が加盟店に立替払いをしたときに、加盟店から当社に移転し、当該商品に係る債務が完済されるまで当社に留保されるものとし、会員は、これを認めるものとします。</p>
<p>UC 立替払加盟店利用特約</p> <p>第 1 条（本特約の主旨）</p> <p>1. 本特約は、ユーシーカード株式会社（以下「当社」と称します。）又は UC カード会員規約（以下「会員規約」と称します。）第 20 条第 1 項(ロ)(ハ)のクレジット会社・金融機関等と加盟店間との契約が債権譲渡契約ではなく立替払い契約の場合の、当該加盟店（以下「立替払加盟店」と称します。）におけるショッピングサービスについての特約を定めたものです。</p> <p>2. 立替払加盟店において、会員がショッピングサービスを利用した場合、当社は会員の委託に基づき、会員に代わってショッピングサービスにかかるサービス利用料、ショッピング利用代金等の立替払いをするものとし、会員は予め異議なくこれを承諾します。</p> <p>第 2 条（本特約の適用範囲）</p> <p>1. 第 1 条に基づくサービス利用料、ショッピング利用代金等の立替払いにおいては、会員規約のうち、加盟店からの債権譲渡の承諾に関する条項は適用されないものとします。</p> <p>2. 本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。</p> <p>第 3 条（求償金債権、債務）</p> <p>本人会員は、第 1 条の委託に基づき当社が加盟店より請求を受けた会員のサービス利用料、ショッピング利用代金等を立替払いした場合、当社が本人会員に対して取得する求償金債権を会員規約のショッピングサービス条項に基づく譲受債権と同様に会員規約に基づき当社に対して支払うものとします。</p>	<p>削除</p>

下線、主たる変更箇所